



2018年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社きんでん  
代表者名 取締役社長 前田 幸一  
(コード：1944 東証第1部)  
問合せ先 総務法務部長 谷野 成俊  
(TEL：06-6375-6000)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年6月26日開催予定の第104回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 業務執行取締役等でない取締役及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため現行定款第27条の一部変更及び変更案第34条の新設をおこなうものであります。

なお、現行定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更案第34条の新設に伴い、条数の繰り下げをおこなうものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2018年6月26日(火)

定款変更の効力発生予定日 2018年6月26日(火)

以 上

(下線\_\_\_\_は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>第34条～第37条 〔条文省略〕</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第35条～第38条 〔現行どおり〕</p>

以上